

## 吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に関するQ & A

Q	A
1 障害者支援交流センターとは？	<p>平成 13 年 5 月、重度障がい者の自立と社会参加を支援するとともに市民相互の交流を支援し、ノーマライゼーション理念の実現をめざす施設として障害者支援交流センター（以下「あいほうぷ吹田」といいます。）を開設しました。</p> <p>開設当初から、他の日中活動の場では受入れが困難である医療的ケアを要する重度障がい者（以下「医療的ケア者」といいます。）も利用することができる施設として医療的ケア者の受入れを進めてきました。</p> <p>開設後、医療的ケアを必要とする方の増加により、あいほうぷ吹田を必要とする方の需要が増していくのに合わせ、医療的ケア者の受入れを優先し、市内における医療的ケア者の日中活動の場の提供における中心的役割を担ってきました。</p>
2 なぜ今の時期なのか？	<p>本市では、今年 3 月に策定した、令和 3 年度から令和 5 年度までを計画期間とする第 6 期吹田市障がい福祉計画における重点取組として「医療的ケアの必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進に効果的な方策を検討します。」と掲げており、有効な方策に取り組んでいく必要があります。</p> <p>また、あいほうぷ吹田は、平成 13 年 5 月の開設以来、医療的ケア者の日中活動の場を提供してきましたが、今後もあいほうぷ吹田を必要とする方の増加が見込まれる中、将来も安定して受け入れていくためには、これまでとは違った運営方法が必要と考えています。</p>

<p>3 指定管理者制度なら、医療的ケア者の受入れが進むのか？</p>	<p>指定管理者制度では、障害者支援交流センターの運営が事業者自身の事業となり、また、医療的ケア者を重点的に受入れる仕組みを設けることで、受入推進を図ります。</p>
<p>4 施設管理を指定管理者に管理させるとどうなるのか？</p>	<p>施設管理業務では、プールや介助浴室、会議室等を市内の障がい者等に一般開放していますが、これらは指定管理者制度に移行しても変更の予定はありません。</p> <p>指定管理者制度になると、生活介護や短期入所の他、事業者が独自で事業（自主事業）を行うことができるので、例えば、介助に関する研修会等、これまでなかった事業も展開されるなど、事業者独自の取り組みによるあいほうぷ吹田の活性化が期待できます。</p>